

「住宅宿泊事業法案」について【見解】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会

3月10日に「住宅宿泊事業法案」が閣議決定されました。

この法案は、違法状態にある民泊サービスの現状に対して法に基づく規制を行うことを目的とするものであり、その点については評価ができます。

一方で、住宅地、学校、幼保連携型認定子ども園、児童福祉施設などの近隣で民泊サービスが可能となることなど、憂慮すべき点も含まれています。

サービス連合は、2016年3月に「民泊サービス」に対する見解で述べているとおり、不特定多数の利用者が住宅地において宿泊目的に部屋を使用するためには、公衆衛生、感染症、火災、テロへの危機管理、近隣住民の日常生活への影響などへの対応をしっかりと取り組むことが重要であると考えています。

住宅宿泊事業を行う場合は、当該地域の住民に対する事前説明を行うなど住民の不安の払しょくに取り組む必要があると考えます。そのためにも、利用者はもとより地域住民の安心・安全が担保できるよう、丁寧な法案の審議を求めます。

サービス連合は、サービス・ツーリズム産業の持続可能な発展や観光立国の実現に向けて、「住宅宿泊事業法案」に対し、国会に意見反映させるとともに、社会に対してもメッセージを発信していきます。

以 上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://www.net-stu.com>